

体育科教師における「資質能力」の 質的向上・保証について

— 養成段階に到達すべき知識を中心に —

岩田昌太郎・菅尾尚代・松岡重信

(2005年9月30日受理)

On the Qualitative Improvement and Certification of “Quality & Competence” in Physical Education Teachers

Shotaro Iwata, Hisayo Sugao, and Shigenobu Matsuoka

This aim of this paper was to clarify the characteristics of the physical education teacher competency testing in Japan and the United States. This was done by investigating, in particular, the parts of “PRAXIS” is made of ETS in the United States.

As a result of the investigation, these three characteristics were found as follows: (1) While it is used in the United States that the test standardized on a nationwide scale by civilian organizations such as ETS, it is established in Japan that top-down teacher’s certificate examination by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology in prefectural and city governments. (2) It is composed of the content that widely considers various concepts to surround “physical education” in PRAXIS II. (3) The composition of the content of knowledge is different in the point “transfer of learning”.

Key words: teacher competency testing, a case study

キーワード: 教師能力テスト, 教員採用試験, 事例的研究

I. はじめに

将来の教員に求められる「資質能力」を確実に保証することは、教員養成における最重要課題の1つである。

教育職員養成審議会第1次答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」(1998.7.28)は、言わば21世紀の教師の在り方と教師教育の在り方について提言したものである。そこでは教師の「資質能力」を「専門的職業である『教職』に対する愛着、誇り、一体感に支えられた知識、技能等の総体」であるとしている。また、養成段階の役割を「専攻する学問分野に係る教科内容の履修とともに、教員免許制度上履修が必要とされている授業科目の単位修得等を通じて、教科指導、生徒指導等に関する『最小限必要な資質能力』を身につけさせる過程」と位置づけている。このうち、「最小限必要な資質能力」とは「採用当初から学級や教科を担当しつつ、教科指導、生徒指導等

の職務を著しく支障が生じることなく実践できる資質能力」であると捉えている。しかしながら、そのような「最小限必要な資質能力」についての内容を提示しているが、その内実はとても曖昧であり、今後さらなる検討や研究が必要不可欠であるとする。

一方、アメリカ合衆国(以下、アメリカと略記)においても例外ではなく、教員の資質向上は教育改革の1つの大きな柱であり、とりわけ教員自身の学力を向上させ、教授科目に関して専門知識を持った教員を確保することが課題とされている(文部科学省編, 2003)。それは『危機に立つ国家(Nation at Risk)』(1983年)など、1980年代に発表された教育改革に関する提言や報告書で、アメリカ教育の問題点の1つとして、学生の学力の低さと、数学や理科などの教科の担当教員の不足を指摘されたことから窺える。

周知のとおり、アメリカでは教育に関する問題は各州の専有事項である(八尾坂, 1998)。このため、各

州は1980年代初めから優秀な教員の確保と質の維持・向上のために、新カリキュラム、インターンシップ制 (teaching internships)、免許更新制 (certificate renewal)、教師能力テスト (teacher competency testing) などの施策を講じている (赤星, 1984; 本間ほか, 2000)。

そのような施策の中、従来は、州が認定した養成課程の修了者に対して自動的に免許状を出していたが、近年ではほとんどの州で教員免許の取得要件として教員免許取得試験が課せられている (本間ほか, 2000, p.72)¹⁾。たとえば、SAT や PRAXIS などの様々な試験を行っている民間の「教育テスト事業団 (Educational Testing Service; 以下、ETS と略記)」が実施する「全米教員試験 (National Teacher Examination; NTE と略記)」や各州で独自に実施するテストがある。とりわけ前者のテストの中における「PRAXIS」は、全米の8割の州で何らかの形で教員免許取得のための試験として用いられおり、ミネソタ州教育委員会 (Minnesota Board of Teaching) と ETS が共同で開発したものである (Simms, R.L., 1992)。

したがって、わが国においては先に述べた「最小限必要な資質能力」を明らかにするために、アメリカの教育制度から示唆を得ることはとても有意義なことと思われる。しかも、わが国の今後における「教員免許更新制」や「専門職大学院」の導入にも大きく関与する問題であると考えられる。

そこで本稿の目的は、これからの体育科教師の「資質能力」の質的向上・保証していくための参考として、養成段階における「最小限必要な資質能力」の一側面である知識について明らかにしていくことである。そのための手順を次に示す。まず、①わが国の教員採用試験、とりわけ専門教養 (保健体育科) に限定し、その特徴について述べる。次に、②アメリカの教師能力テストの特徴について概説する。そして、③教師能力テストの中の PRAXIS について紹介する。最後に、④この両者を比較検討することによって、わが国の養成段階における体育科教師の「最小限の資質能力」の一側面である知識について示唆を得る。

II. わが国の教員採用試験 (保健体育科) の傾向

2.1 対象及び方法

対象は、教員採用試験の専門教養 (保健体育科) である。またその収集方法として、協同出版が出版している都道府県別の『教員試験対策シリーズ・保健体育科 (2004年度版)』 (以下、問題集と略記) が復元問題

としてもっとも市販されているのでそれを採用した。

まず、日本全国の問題集を収集する予定であったが、本学が西日本に位置する関係上、東北地方や関東地方の問題集を集めるに困難を要した。しかし、全47都道府県のうち32府県 (68.1%) を収集しており、データとしての信頼性は高い方であると思われる。したがって、これ以降述べる「全国」とは収集可能であったデータを意味している。次に、収集した問題集の各設問を、意味のまとまった設問ごとに1,340個に区切り、KJ法 (川喜田二郎, 1967 & 1970) を用いて分類した。その分類方法として、平成11年度版『高等学校学習指導要領解説 保健体育編』で使用されている用語を参考として、まず大きく18の大項目に分類した。次に、さらにその項目を細分化して小項目を設けたのが、表1である。なお、その出題傾向を全国と各地方で比較するために、図1に示した。それでは、次に小項目の分類基準に関する概説を述べる。

2.2 項目別の概要

「①学習指導要領」に関しては、(1)～(7)で学習指導要領解説の中にある記述が用いられているものを分類した。各運動種目に関する問題でも、学習指導要領にある記述が用いられている場合はここに分類した。「②答申」に関しては、小項目にある答申に関する問題を分類した。「③選択授業」に関しては、学習指導要領に記述が有る無しに関わらず、選択制授業に関することが問われているものを分類した。「④新体力テスト」に関しては、学習指導要領に記述が有る無しに関わらず、新体力テストに関することが問われているものを分類した。「⑤評価法」に関しては、学習指導要領に記述が有る無しに関わらず、評価に関することが問われているものを分類した。「⑥地域特有のもの」に関しては、「〇〇県の…」という記述がある場合や、その地域特有の条例などが問われているものを分類した。「⑦集団行動」に関しては、学習指導要領に記述が有る無しに関わらず、集団行動に関することが問われているものを分類した。「集団行動」を問う問題の絶対数が少ないので、①とはまた別にこの項目を作成した。「⑧体づくり」に関しては、学習指導要領における「体づくり運動」の部分の記述が用いられているものを分類した。「⑨⑩⑪⑫⑬⑭」に関しては、上述同様に各運動種目に関するもので、学習指導要領解説に記述されていないものを分類した。学習指導要領解説に記述があるものは、すべて①の(7)に分類した。「⑮体育理論」に関しては、学習指導要領解説内の体育理論に関する記述を4項目に分けて分類した。指導要領の記述が用いられていないものは、「高

等学校保健体育 第一学習社」の内容を参考にして分類した。ただし(4)に関しては指導要領の記述のみとした。「⑩保健」に関しては、学習指導要領解説にある(1)現代社会の健康(ア.健康の考え方・イ.健康の保持増進と疾病の予防・ウ.精神の健康・エ.交通安全・オ.応急手当)、(2)生涯を通じる健康(ア.生涯の各段階における健康・イ.保健・医療制度及び地域の保健・医療機関)、(3)社会生活と健康(ア.環境と健康・イ.環境と食品の保健・ウ.労働と健康)の合計10項目を基本的基準とし、それに当てはまらない場合は、その他「保健授業における指導法」など適宜項目を加えながら分類した。「⑪体育授業マネジメント法」に関しては、トラックの描き方、トーナメントの組み方など、体育教師にとって必要である運営技術・準備方法などが問われているものを分類した。なお、「バレーボールのトーナメントを行う。そのときの試合総数を求めよ」といったようにある種目の名称が明記されているも、その他の種目に適応可能なものに関してはここに分類した。「⑫安全管理」に関しては、学習指導要領解説の記述が用いられ、ある種目特有のことであっても、安全管理に関する内容が問われているのなら、ここに分類した。

大問にある中の(1)、(2)などの小問は、それぞれ上記の基準に従って分類した。ただし、穴埋めの場合は1つ1つ数えるのではなく、その穴埋めの大問を1つとしてカウントした。選択肢から選ぶものも大問1つとしてカウントした。

2.3 出題問題の傾向

日本の教員採用試験保健体育科「専門教養」の出題において最も特徴的なことは、「学習指導要領」と「保健」に関する問題の比率が、それぞれ20.5%、26.3%(合計46.8%)と他の項目に比べて非常に高いということである。次に、保健に関しては、保健の教科書を中心とした知識に偏っていて、宮崎県で出題されていた「保健の学習指導における工夫に関して答えよ」というような実際の教育活動における具体的な指導方法に関してはほとんど触れられていない。保健の中でもとりわけ、「現代社会と健康」の(2)「健康の保持増進と疾病の予防」が、保健全体の353問に対し100問(28.3%)と特に多い傾向にある。ここには生活習慣病に関する内容のものが多く、現代社会における健康やその対策の考え方が変化している中、特に増えたのではないと推察される。

次に、各運動種目に関しては、実際の教育活動における具体的な指導方法などはほとんど問われず、そのスポーツのルールが非常に多く問われる傾向が示唆された。スポーツのルールに関する知識も必要であるが、実際に指導する場合は状況によってルールは臨機応変に変えていくものであると思われる。調査結果から、⑩～⑮の各運動領域を問う問題の総数は358問で、そのうちのルールを問うものは210問であり、その比率は58.7%とルールだけで6割近く占めていることがわかる。これほど偏った出題傾向は今後の教員の「資質能力」の向上といった点においては看過できないもの

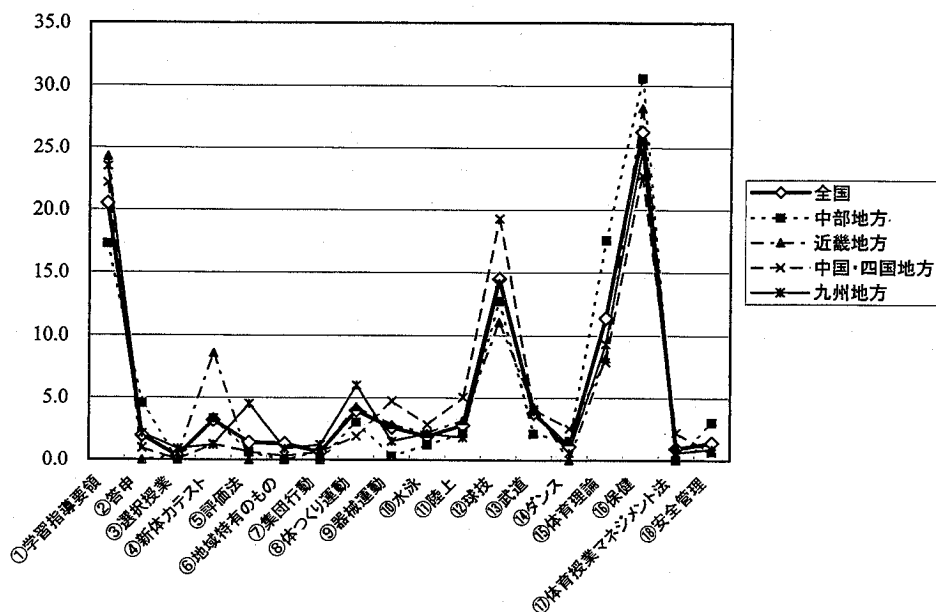


図1 わが国の教員採用試験内容の傾向

表1 日本における教員採用試験の出題問題傾向の分類

大項目	小項目	項目数(個)	割合
①学習指導要領	(1) 体育の性格・目標・内容の記述	27	274 (20.5%)
	(2) 保健の性格・目標・内容の記述	57	
	(3) 指導計画(授業時数・領域の取り扱い・履修方法など)	59	
	(4) 改訂内容	25	
	(5) 保健体育科の目標・総則	23	
	(6) 運動部の活動	9	
	(7) 各領域別(体づくり・体育理論を除いたもの)の「内容」(技能・態度・学び方)に関わること	74	
②答申	(1) 平成14年9月30日・中央教育審議会「子どもの体力向上のための総合的な方策について」	12	25 (1.9%)
	(2) 平成12年9月13日「スポーツ振興基本計画」	13	
③選択授業	学習指導要領に記述が有る無しに関わらず、選択制授業に関することが問われているもの	4	4 (0.3%)
④新体力テスト	(1) 実施種目・行い方・各体力要素との関連	21	43 (3.2%)
	(2) ねらい	4	
	(3) 測定方法	13	
	(4) 活用法	5	
⑤評価法	(1) 評価の名称	2	19 (1.4%)
	(2) 評価の観点	15	
	(3) 評価の目的	2	
⑥地域特有のもの	「〇〇県の・・・」という記述がある場合や、その地域特有の条例などが問われているもの	18	18 (1.3%)
⑦集団行動	学習指導要領に記述が有る無しに関わらず、集団行動に関することが問われているもの	8	8 (0.6%)
⑧体づくり	(1) 体ほぐしの運動	39	54 (4.0%)
	(2) 体力を高める運動	10	
	(3) 目標	5	
⑨器械運動	(1) 技の分類・説明	14	35 (2.6%)
	(2) 指導法・練習法	12	
	(3) 技能・技術	9	
	(4) 評価	0	
⑩水泳	(1) ルール	13	26 (1.9%)
	(2) 指導法	5	
	(3) 技能・技術	8	
	(4) 評価	0	
⑪陸上	(1) ルール	30	38 (2.8%)
	(2) 指導法	5	
	(3) 技能・技術	1	
	(4) 評価	2	
⑫球技	(1) 種目ごとのルール	145	193 (14.5%)
	(2) 種目ごとの指導法・練習法	20	
	(3) 種目ごとの技能・技術	20	

	(4) 種目ごとの評価	0	
	(5) その他（歴史など）	1	
	(6) ニューススポーツ・その他のスポーツ	7	
⑬武道	(1) 種目ごとのルール	8	51 (3.8%)
	(2) 種目ごとの指導法・練習法	5	
	(3) 種目ごとの技能・技術	35	
	(4) 種目ごとの評価	1	
	(5) その他（歴史など）	2	
⑭ダンス	(1) ダンスの種類の種類	7	15 (1.1%)
	(2) 指導法	3	
	(3) 技能・技術	4	
	(4) 評価	1	
⑮体育理論	領域としての「内容」(1) 社会の変化とスポーツ	40	153 (11.4%)
	領域としての「内容」(2) 運動技能の構造と運動の学び方	19	
	領域としての「内容」(3) 体ほぐしの意味と体力の高め方	93	
	領域としての目標	1	
⑯保健	(1) 現代社会の健康（ア、健康の考え方）に関わる事	46	353 (26.3%)
	(2) 現代社会の健康（イ、健康の保持増進と疾病の予防）に関わる事	100	
	(3) 現代社会の健康（ウ、精神の健康）に関わる事	36	
	(4) 現代社会の健康（エ、交通安全）に関わる事	6	
	(5) 現代社会の健康（オ、応急手当）に関わる事	61	
	(6) 生涯を通じる健康（ア、生涯の各段階における健康）に関わる事	33	
	(7) 生涯を通じる健康（イ、保健・医療制度及び地域の保健・医療機関）に関わる事	9	
	(8) 社会生活と健康（ア、環境と健康）に関わる事	38	
	(9) 社会生活と健康（イ、環境と食品の保健）に関わる事	7	
	(10) 社会生活と健康（ウ、労働と健康）に関わる事	2	
	(11) その他（指導法などに関わる事）	15	
⑰体育授業マネジメント法	(1) 体力向上のための授業法	2	12 (0.9%)
	(2) ゲームの効率的な進め方	1	
	(3) マラソン大会の運営	1	
	(4) トラックのラインの描き方	2	
	(5) リーグ戦・トーナメントの運営	5	
	(6) 施設の効率的な使用法	1	
⑱安全管理	安全管理に関する内容が問われているもの	19	19 (1.4%)
合計		1340	

と思われる。しかも、「保健」と同様に、各運動領域の指導方法に関する出題が少ない傾向（⑩～⑮の内の7.2%）にある。

全体的な問題配分に関しては、全国と各地方の相関が非常に高く（ $r=0.89 \sim 0.97$ ）、ほぼ同様の傾向であることが示唆された。したがって、各地方の傾向は全国でのそれに類似することが推察できる。

Ⅲ. アメリカにおける教師能力テストの概要

3.1. 教師能力テスト導入の背景

先でも述べたように、各州実施の教師能力テストの種類は、全国的に標準化されたテストであるETSの開発したNTEと、州独自で開発した教師能力テスト

と大きく2つに大別することができる。このどちらかの教師能力テストが、教員免許取得の際の資格要件として要求されている²⁾。しかしながらここでは、紙幅の関係上とりわけ前者に限定して論述することとする。

ETS 作成による NTE の特色を概観してみると、この試験の発端は1940年の第2次世界大戦前当時、教員採用の際に利用する目的で、全米の23地域において一般教養、教職専門、専門教科の3領域について実施されていた。それから1982年に、従来の一般教養・教職専門にコミュニケーションスキルが加えられ、総合領域に関するテスト (core battery test) と専門教科に関するテストの2領域になった。その後、NTE は1992年の改訂を受けて、ETS が開発し実施している新任教員のための教職評価：プラクシス (実践)・シリーズ・テスト (Praxis Series Test) の中に位置づけられている。

3.2. PRAXIS について

PRAXIS は、PRAXIS I：基礎学力、PRAXIS II：各教科の内容と教育方法に関する試験、PRAXIS III：授業観察とその事前、事後インタビューを組み合わせ、実習生の授業実習に関する評価を行うものと3つで構成されている。また、インターンシップの最終段階における州の免許交付試験の一部となっており、合格のための基準得点が規定されている点が特徴的である (Simms, R.L., 1992)。その中でもとくに、本研究に関連する PRAXIS II の Physical Education High School についての具体的な特徴を次に述べることにする。

3.3. PRAXIS II—Physical Education High School—

PRAXIS II は、従来の NTE を構成する、総合領域に関するテスト (一般教養、教職専門、コミュニケーションスキル) と専門教科に関するテスト (specialty area tests) からなる。前者の NTE 総合領域テストは23州で、実施中 (22州) あるいは計画中 (1州) である。1990年当時に比較し4科目増加している。いずれかの科目について23州で、実施中 (21州) あるいは計画中 (2州) の状況にある。

XAM (有限会社) が出版している PRAXIS II (Physical Education High School) の具体的な内容を以下の表2に示す。それは、能力 (competence) 26項目、そしてその各項目に対する小項目が約2~3に細分化されている。なお表2には紙数の制約上、26項目のみを記載している。

表2 PRAXIS IIにおける項目名

能力1.0	専門職としての体育史の知識
能力2.0	体育哲学的基礎の知識
能力3.0	体育の社会的諸相の知識
能力4.0	体育の心理学的含意の知識
能力5.0	専門職としての発達と関与の知識
能力6.0	体育管理と運営の知識
能力7.0	体育授業における法律的諸相の知識
能力8.0	学習環境に影響する要因の知識
能力9.0	体育評価技術の知識
能力10.0	身体管理の構成要素の知識
能力11.0	ムーブメント概念の知識
能力12.0	身体管理の物理的原則の知識
能力13.0	身体管理の技術発達における活動の知識
能力14.0	運動パフォーマンスの諸相の知識
能力15.0	ルール、方略、専門用語の知識
能力16.0	体育活動における適切な行動の知識
能力17.0	教授方略の知識
能力18.0	体力の構成要素の知識
能力19.0	運動計画原則の知識
能力20.0	活動のフィットネス価値の知識
能力21.0	体力プログラム開発の知識
能力22.0	ストレス下における運動の効果と健康的なライフスタイルの知識
能力23.0	栄養と体重管理の知識
能力24.0	健康危険要因の知識
能力25.0	運動の特権の知識
能力26.0	消費者(民生)に関する体力問題の知識

IV. わが国の教員採用試験と PRAXIS II との比較

ここでは、上記のわが国の教員採用試験と PRAXIS II について比較検討を加え考察する。その結果、以下のような点で相違がみられた。

第1に、アメリカではETSなど民間団体による全国的に標準化されたテストが用いられているのに対し、日本の場合は文部科学省によるトップダウン的な教員採用試験を各都道府県で実施している。アメリカでは、そのようなテストを行うことによって、教員の「最小限必要な資質能力」の維持・向上を図っている。それに対しわが国では、各都道府県の教員採用試験しか実施されておらず、全国的に標準化されたテストは存在しない。したがって、わが国の「最小限必要な資質能力」の一側面である知識の維持・向上を期待するのであるならば、そのようなテストを導入することも

必要ではなからうか。

第2に、PRAXIS IIの方が、「体育」を取り巻く様々な概念を幅広く考慮した内容で構成されている。たとえば、能力1, 2, 7, 11などのような「歴史」「哲学」「法律」「ムーブメント概念」といった大きな概念に加え、能力6, 9, 17, 19のような「管理・運営」、「評価」や「教授方略」といった具体的な体育の知識も問われている。一方、わが国のものは、「学習指導要領」と「保健」の内容を問う知識が概ね半数を占めている傾向にある。これはわが国特有の中央集権制度による影響であると推察されるが、本稿の主題に立ち返れば、採用時における実践的な知識として役立つのは前者の知識のように思われる。このことは、わが国の教員採用試験で問われている内容が、実際の教授活動から乖離している傾向があるということを示している。つまり、日本の教員採用試験「専門教養」の大きな課題の1つであると思われる。

第3に、知識内容の構成が「学習の転移」という点で異なる面がある。「学習の転移」とは、ある文脈で学習したことを別の新しい文脈で活かすことであり、人が社会に適應して生きていくためには欠かすことのできない重要な心の働きである (Byrnes, 1996, p.74)。まず、わが国の知識内容 (⑧～⑮) はいわゆる学習指導要領の体育領域であるが、その各領域の問題が存在し、とりわけ「球技」は頻出問題となっている。一方、PRAXIS IIは体育で教える内容に対して一般的な方法を教えて、すべての内容に転移すると仮定したものとなっている (能力16, 17)。すなわち、PRAXIS IIの方が「学習の転移」がそこに働くものとして知識が位置づけられている傾向があると思われる。もちろん、両者に「ルール」という知識がある点においては同様の傾向である。したがって、このような点はわが国ではあまり見られない傾向であり、今後検討する価値は大いにあると思われる。

V. まとめと展望

以上、本稿ではアメリカの教師能力テスト、とりわけPRAIXSを中心に述べ、わが国の教員採用試験と比較検討してきた。まず本稿で明らかになった点を以下に示す。

- (1) アメリカではETSなど民間団体による全国的に標準化されたテストが用いられているのに対し、日本の場合は文部科学省によるトップダウン的な教員採用試験を各都道府県で実施している。
- (2) PRAXIS IIの方が、「体育」を取り巻く様々な概念を幅広く考慮した内容で構成されている。

- (3) 知識内容の構成が「学習の転移」という点で異なる面がある。

以上の点を踏まえ、今後のわが国の養成段階における体育科教師の「最小限の資質能力」の一側面である知識について示唆を重要な点に絞ってまとめると、①全国的な標準化されたテストにより各県の採用試験の妥当性や信頼性を保証する試みが必要であると考え、②より教育現場で求められる実践的な知識を問う問題を取り入れる必要がある、などの2点である。

最後に付随的に述べる。教師能力テストの主要な目的は、有能な教師を獲得することである。しかし、Hyman, R. T. (1984) が指摘しているように「多くの才能ある、教師として有能な学生が教職に就くためには、教師能力テストという選抜の方法にだけ注意が払われるべきではない。教職により有能な人々を引き寄せ、さらに、教職の専門化をし、高度化するためには、経済的報酬、労働条件等の雇用条件の改善も必要であろう。免許取得の条件を厳しくすることだけではない」。このことは、今後の我が国の教育改革を進める上で、考慮していかなければならない問題であろう。

なお、アメリカの様々な示唆・参考も、そのまま役に立つわけでないことを留意しておく。また本稿は事例的研究であり、結論を出すことは早計であるが、ここで取り上げた知見は今後のわが国の教育制度に対して一石を投じるものが見えてくるのではなからうか。

【註】

- 1) 連邦教育省によると、1990年に教員免許の取得要件として教員免許取得試験を行っている州は、アラバマ、アラスカ、ミシガンなどの7州を除くすべての州となっている。
- 2) 教師能力テストに対し、公衆の89%、現職教員の60%が教員に採用される前に試験を課すことに賛成であり、また今日NEA, AFTといった二大職員組織も教員志願者に対しては全国的に共通した免許資格試験を実施することに賛成の意見を表明するに至っている (八尾坂, 1998)。

【謝辞】

本研究を終えるにあたり、データ収集から分析など多大なご協力をいただきました広島大学教育学部第四類健康スポーツ系コース4回生の矢永哲也氏に、記して謝意を表します。

【引用・参考文献】

- Byrnes, J. P. (1996) *Cognitive Development and Learning in Instructional Contexts*. Boston : Allyn and Bacon, p.74
- ETS ; *XAM I PRAXIS PHYSICAL EDUCATION HIGH SCHOOL*
- Flippo, R. F., & Foster, C. R. (1984) Teacher Competency Testing and Its Impact on Educators, *Journal of Teacher Education*, March-April, pp.10-11
- Hyman, R. T. (1984) Testing for Teacher Competence ; The Logic, The Law, and The Implications, *Journal of Teacher Education*, March-April, 1984, p.15
- NASPE (1997) *Shape of the nation report, NASPE* : Reston
- Simmis, R. L. (1992) Praxis III : A Collaborative Development. The Minnesota Board of Teaching and Educational Testing Service. (Paper presented at the Annual Meeting of the Education Commission of the States ; Boulder, CO, June 5. 1992)
- Watts, D. (1982) Can Campus-Based Preservice Teacher Education Survive? ; Part IV Accreditation and Certification, *Journal of Teacher Education, July-August*, 1982, p.38
- 井谷恵子 (1997) 「アメリカにおける体育基準書の刊行－刊行に至る経緯, 及び基準書の内容」『京都教育大学紀要』Ser.A, No.91, pp.37-55
- 蓬野弘幸・入口豊 (2003) 「アメリカの大学における体育科教員養成の現状に関する研究 (I)－アメリカにおける教員免許制度について－」『大阪教育大学紀要第IV部門』第51巻 第2号
- 川喜田二郎 (1967) 『発想法』東京中央公論社
- 川喜田二郎 (1970) 『続 発想法』東京中央公論社
- 佐藤三郎 (1999) 「世界の教育改革－21世紀への架け橋－」東信堂
- 佐久間亜紀 (2002) 「アメリカの教師教育制度の現状と問題点－日米比較の観点から」『教員養成カリキュラム開発研究センター 研究年報 Vol.1』
- 高橋健夫 (2001) 「日本および諸外国の学校体育カリキュラムの実状と課題」平成11年度～平成12年度科学研究費補助金 (基盤研究A (1)) 研究成果報告
- 友添秀則 (2002) 「アメリカにみる学校体育カリキュラム改革の動向」『スポーツ教育学研究』Vol.22, No.1
- 長松正康 他 (2005) 「技術・情報教育における教育実習生が達成すべき基準作成の試み (1)」『広島大学 学部・附属学校共同研究機構研究紀要 第33号』pp.41-46
- 日本体育学会学校体育問題検討特別委員会監訳『世界学校体育サミット－優れた教科「体育」の創造をめざして－』杏林書院
- 本間政雄・高橋誠 (2000) 『諸外国の教育改革 世界の教育潮流を読む』ぎょうせい pp.72-77
- 麓信義 (1993) 「アメリカ・テネシー州の体育教員養成制度とその周辺について－2」『体育の科学』Vol.43 (2), pp.163-167
- 八尾坂修 (1998) 『アメリカ合衆国教員免許制度の研究』風間書房 pp.211-235
- 八尾坂修 (1999) 「アメリカにおける教師教育改革」『日本教師教育学会年報』Vol.8, pp.42-47
- 文部科学省編 (2003) 『2002 諸外国の教育の動き』財務省印刷局
- 文部科学省 中央教育審議会教員養成部会発表資料3 「アメリカ合衆国における教員免許更新制」2005年1月18日 文責 ; 八尾坂修

(主任指導教員 松岡重信)